

令和2年3月9日

一般社団法人日本自動車リース協会連合会
会長 露口 章 殿

経済産業省商務・サービスグループ

消費・流通政策課消費経済企画室長 内田 隆



新型コロナウィルス（C O V I D – 1 9）の影響による中小企業
等に対するリースの支払猶予について

新型コロナウィルス（C O V I D – 1 9）の影響により、中小企業等に国内外で営業の停止や工場・店舗等の閉鎖による売り上げの大幅な減少などの被害が懸念されます。

リース事業者におかれましては、新型肺炎の影響により、国内外で営業の停止や工場・店舗等の閉鎖による売り上げの大幅な減少などの被害が生じた中小企業等からの支払猶予や契約期間延長の相談があった場合には、リース対象機器等の使用可能期間を考慮しつつ、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をしていただくことが期待されます。

つきましては、このような期待に十分応えるよう、貴連合会においても万全の体制（相談体制等）で対応されるとともに、貴連合会所属のリース事業者に対して周知徹底を図っていただくようお願ひいたします。